

第4回 日南市立地適正化計画策定委員会 議事メモ

日 時：令和8年5月13日（水）10:30～12:00

場 所：別館2階 会議室4

出席者：宮崎大学 地域資源創成学部 尾野講師

日南保健所 熱田総務企画課長、日南市土木事務所 新見工務課長、

日南市農業委員会 平賀会長、日南市自治会連合会 米良会長、

日南商工会議所 枅屋事務局長、宮崎県タクシー協会 日南営業所 高橋氏、

一般社団法人 南那珂医師会 津曲理事、NPO法人子育てサポートにちなん 谷口理事長、

社会福祉法人 日南市社会福祉協議会 長友事務局長

事務局 総合政策部 : 和田部長

総合政策部 未来創生課 : 古澤課長

吉元課長補佐兼未来創生係長

未来創生係 倉岡主任技師

セントラルコンサルタント（株）：小坂、正岡

■意見

【防災指針】

委員)

- ・38ページのイエローゾーンについて、土砂災害特別警戒区域となっているので、修正する必要があります。

65ページの土砂分野に関して、ハザードマップの随時見直しを行う主体は市であり、県は危険箇所の抽出等を担当しています。そのため、記載内容を「県と市」とする方が適切かどうか、表現の検討が必要です。

65ページの洪水分野において、戸高川流域内で雨水浸透阻害行為を行う際には「宮崎県知事の許可が必要」と記載していますが、実際には民間施設が行う行為に対して県が許可を出す流れとなっています。したがって、実施主体は県ではなく民間である点を踏まえ、記載内容の確認をお願いします。

事務局)

- ・38ページにつきましては、ご指摘の内容を踏まえ、該当箇所を修正いたします。

65ページにつきましては、まず土砂分野において、市を追記する方向で対応いたします。また、特定都市河川に関する記載につきましては、確認させていただきます。

委員)

- ・64、65ページ、大規模火災については記載しないのでしょうか。

事務局)

- ・基本的に、共通の部分につきましては「避難等の位置づけ」を行っております。防災指針につきましては、令和2年の法改正により、水災害に対する防災対策として位置づけられたものでございます。そのため、分析につきましては水災害や土砂災害を対象として実施しており、取り組みにつきましても、主にその位置づけに基づいた内容を整理しているところでございます。

委員)

- ・58・60ページに挙げられている避難施設について、58ページに挙げられている避難施設がいわゆる二次避難施設、長期滞在を見据えての避難施設で、1

時避難施設として60ページの施設が挙げられているという認識で間違いないでしょうか。

事務局)

- ・58ページの避難施設につきましては、基本的に風水害時の避難施設として位置づけております。また、長期避難が可能な施設も含まれているという認識でございます。災害の状況に応じて、使用する施設を調整する場合があります。まずは自主避難所を開設する流れとなっております。その後、避難勧告が発令された際には、該当する施設を開設いたします。なお、「避難所」と記載している施設につきましては、大量の避難者を受け入れることを想定したものとなっております。

60ページの津波避難施設につきましては、避難を行う場所と自主的に避難する場所が混在して記載されている状況でございます。津波の浸水状況によっては、長期的に滞在していただく必要が生じる場合もあり、その点を踏まえて判断することになると考えております。

委員)

- ・1点目として、本資料は防災指針として整理されていくものですので、災害の種類によって避難施設を分けて記載していることは理解しております。しかし、一般市民の視点からすると、津波が発生した際にどこへ避難するのが適切なのか、また2〜3日程度の長期滞在が必要になった場合にどこへ避難すべきなのかといった点が分かりやすく示されていることが重要であると考えております。実際、ハザードマップに掲載された避難施設が、津波時に二次避難施設として浸水するような場所であると、市民がそこへ避難してしまう可能性があり問題が生じます。そのため、どのような整理方法が適切なのかをご検討いただきつつ、市民の意見も参考にさせていただきたいと思っております。どの表現が防災指針として分かりやすいのかという視点で整理していただくことが望ましいと考えております。こうした区分の考え方自体は理解しておりますが、最終的にどのように掲載するかについてはご検討をお願いします。

2点目として、浸水・洪水・津波・高潮のいずれの分野においても、行政の公共施設の中に消防や警察が含まれていない点が気になっております。これらの機関が浸水した場合、消防車やレスキュー車両が使用できなくなるという問題があり、徳島でも同様の議論がありました。浸水エリア内にそうした施設が点在しているかどうか分かることで、発災時にまず退避させるべき車両をどこへ移動させるかを検討する際に役立つと考えております。輸送ルートも重要ですが、こうした観点からも、これらの情報を資料に含めていただいた方がよいのではないのでしょうか。

3点目として、治水対策の部分についてですが、資料に記載いただいている内容を踏まえ、グリーンインフラといったキーワードを61ページに掲載していただくことで、市民と一体となって考えていく際に分かりやすくなるのではないかと考えております。また、4年ほど前に海岸防災施設に関する技術指針のガイドラインを公表しておりますので、津波リスクの回避や低減、合意形成の進め方を検討する際に参考にいただければと思います。

事務局)

- ・市民にとって分かりやすい避難場所などの情報提供については、防災部局と

も相談しながら、どのような形が適切かを協議し、表現方法について検討していきたいと考えております。

また、消防や警察などの施設に関するご指摘につきましても、確かにそのとおりであると認識しておりますので、対応していきたいと考えております。流域治水やグリーンインフラにつきましては、資料への記載を進めていきたいと考えております。

●原案の採決

→異議なく承認された。

以 上